

各連結法人の当期控除額等の個別帰属額に関する明細書

連 結 業 年 度	法人名	()
-----------	-----	-----

別表六の二(三)付表一
平二十・四・一以後開始連結事業年度分

各 連 結 法 人 の 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 関 する 明 細									
試験研究費の総額に係る額	各連結法人における試験研究費の額		1	円	連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度 の 最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「17」)	20	円
	各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)		2				直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表二「39の」)	21	
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「9」)		3				総額方式分控除可能額 (16)	22	
	試験研究費の総額に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$		4				$(20) - (21) - (22)$	23	
特別試験研究費の個別帰属額	各連結法人における特別試験研究費の額 (別表六の二(六)「7」の計)		5		連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額	最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	各連結法人の最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額	24	
	各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)		6				最初の超過連結事業年度の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	25	
	当期分の特別控除額 (別表六の二(三)「14」)		7				$(23) \times \frac{(24)}{(25)}$	26	
	特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(5)}{(6)}$		8				$(19) + (26)$	27	
連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額	全額控除の場合	連結繰越税額控除限度超過個別帰属額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二)		9		最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度	試験研究費の総額に係るもの	28	
		最初の超過連結事業年度	繰越控除金額 (別表六の二(三)「17」)		10			各連結法人の各連結事業年度の試験研究費の額	29
	直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表二「39の」)		11		各連結事業年度の試験研究費の合計額 (各連結法人の(29)の合計)		30		
	$(10) - (11)$		12		$(28) \times \frac{(29)}{(30)}$		31		
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額		13		特別研究税額控除未済額 (別表六の二(三)付表二「36の」)		32		
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)		14		各連結法人の各連結事業年度の特別試験研究費の額		33		
	$(12) \times \frac{(13)}{(14)}$		15		各連結事業年度の特別試験研究費の合計額 (各連結法人の(33)の合計)		34		
	総額方式分控除可能額 (最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表二「36の」)		16		$(32) \times \frac{(33)}{(34)}$		35		
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額		17		連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は((15)又は(27)) + (31) + (35))		36		
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)		18						
$(16) \times \frac{(17)}{(18)}$		19							

各 連 結 法 人 の 連 結 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 個 別 帰 属 額 に 関 する 明 細									
試験研究費の総額に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「6」 - 「9」)		37	円	特別試験研究費に係る控除未済金額 (別表六の二(三)「12」 - 「14」)		39	円		
(37)のうち各連結法人の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(2)}$		38		(39)のうち各連結法人の個別帰属額 $(39) \times \frac{(5)}{(6)}$		40			

別表六の二(三)付表一の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額9」には、別表六の二(三)の「連結繰越税額控除限度超過額16」の金額と「同上のうち当期控除額17」の金額が一致している場合に、その連結法人に係る別表六の二(三)付表二の「(36)の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

3 「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度(連結繰越税額控除限度超過額をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額17」を超えることとなる最初の連結事業

年度)の総額方式控除可能額(別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額24」の「総額」に記載した金額)と直前累積控除未済額(別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額24」に記載した金額のうちの当期の開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から最初の超過連結事業年度の直前の連結事業年度までの金額を合計した金額)との合計額が、繰越控除金額(別表六の二(三)の「同上のうち当期控除額17」に記載した金額)を超える場合に記載します。

4 「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度の最初超過連結事業年度控除可能額(別表六の二(三)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額24」の「総額」及び「特別」に記載した金額の合計)と直前累積控除未済額との合計額が繰越控除金額を超える場合に記載します。